第２回智頭町議会臨時会会議録

令和５年５月２２日開議

１．議　事　日　程

　第　１．会議録署名議員の指名

　第　２．会期の決定

　第　３．諸般の報告

　第　４．副議長の選挙

　第　５．議席の一部変更

　第　６．常任委員の所属変更

　第　７．議会運営委員の選任

　第　８．鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

　第　９．議案第４６号　専決処分について

　第１０．議案第４７号　専決処分について

　第１１．議案第４８号　専決処分について

　第１２．議案第４９号　専決処分について

　第１３．議案第５０号　専決処分について

　第１４．議案第５１号　工事請負契約の締結について

１．会議に付した事件

日程第　４　　副議長の選挙

日程第　５　　議席の一部変更

日程第 ６　　常任委員の所属変更

日程第　７　　議会運営委員の選任

日程第　８ 　 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 ９　　議案第４６号　専決処分について

日程第１０　　議案第４７号　専決処分について

日程第１１　　議案第４８号　専決処分について

日程第１２　　議案第４９号　専決処分について

日程第１３ 議案第５０号　専決処分について

日程第１４ 議案第５１号　工事請負契約の締結について

１．会議に出席した議員（１０名）

　　　　１番　仲　井　　　茎　　　　　　　　２番　西　尾　寿　樹

　　　　３番　岡　田　光　弘　　　　　　　　５番　宮　本　行　雄

　　　　６番　田　中　　　賢　　　　　　　　７番　谷　口　翔　馬

　　　　８番　波　多　恵理子　　　　　　　１０番　大河原　昭　洋

　　　１１番　安　道　泰　治　　　　　　　１２番　谷　口　雅　人

１．会議に欠席した議員（１名）

　　　　４番　藤　田　浩　祐

１．会議に出席した説明員（１３名）

　　　町長　　　金　兒　英　夫

　　　教育長　　　田　中　　　靖

　　　病院事業管理者　　　葉　狩　一　樹

　　　総務課長　　　國　岡　厚　志

　　　企画課長　　　酒　本　和　昌

　　　税務住民課長兼水道課長　　　西　川　公一郎

　　　教育課長　　　竹　内　　　学

　　　地域整備課長　　　迎　山　恵　一

　　　山村再生課長　　　山　本　　　進

　　　地籍調査課長　　　原　田　誠　之

　　　福祉課長　　　山　本　洋　敬

　　　総務課参事　　　𡵅　本　　　均

　　　病院事務部長　　　福　安　教　男

１．会議に出席した事務局職員（３名）

　　　事務局長　　　福　安　充　子

　　　書記　　　大　垣　理　恵

　　　書記　　　寺　谷　佳　祐

開　会　午前１０時３０分

開　会　あ　い　さ　つ

○議長（谷口雅人）　　ただいまの出席議員は１０名であります。定足数に達しておりますので、令和５年第２回智頭町議会臨時会を開会します。

　　直ちに本日の会議を開きます。

　　会議に先立ち、去る令和５年４月３日にご逝去されました故　河村仁志副議長のご冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと思います。全員ご起立をお願いいたします。

（全員起立）

○議長（谷口雅人）　　黙祷。

（黙　祷）

○議長（谷口雅人）　　黙祷直れ。

　　ご着席ください。ありがとうございました。

　　続きまして、追悼の発言が求められておりますので、これを許可します。

　　９番、安道泰治議員。

○９番（安道泰治）　　おはようございます。また、ご遺族の方には、傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

　　それでは、私が追悼の言葉を述べさせていただきます。

　　令和５年４月３日に逝去されました故　河村仁志議員の在りし日のご尊容を偲び、今ここに謹んで追悼の言葉を申し上げます。

　　本日の臨時議会での本会議場の１１番議席に腰を下ろす河村仁志議員の姿に接することができないことは、議員一同痛惜に堪えません。

　　あなたは、地域住民や多くの方々から推され、平成２８年６月に智頭町議会議員に初当選されて以来、６年９か月にわたり、地方自治の振興に身をささげられてきました。また、令和３年７月３０日には副議長に就任され、実行力と統率力を持って、議長の補佐役を行いながら、病に立ち向かい、つらい治療や検査にも耐えながら、一生懸命議員また議会活動を行っている姿に、私は感動すら覚えました。私のほうが年齢では先輩でしたけれども、議員としては、あなたが１年先輩で、いろいろと教えていただきました。特に、福祉行政に対しての考え方や知識は議員の中でもトップであり、一般質問もほとんどは１番手で行い、冗談も交えながら、鋭い視点での切り込みも、同僚議員の記憶から消え去ることはないでしょう。

　　今年の２月末に体の不調を訴えられ、入退院を繰り返しながら療養されておりました。一日も早い復帰を願いつつ、心からの全快の祈りもむなしく、私たちの前から消え去られたことは無念としか言いようがありません。

　　地域においても、町政においても、多方面に意見を出されていた河村仁志議員のご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

　　そして、天にありましても、ご遺族皆様の前途に限りなきご加護を賜りますように念ずるとともに、本町の発展と平和を見守っていただき、安らかなお眠りをご祈念申し上げます。

　　河村議員が目指されていたように、智頭町の発展のために、我々議員一同、あなたの遺志を引き継ぎ、全力を尽くすことをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

　　令和５年５月２２日　安道泰治。

○議長（谷口雅人）　　追悼の言葉を終わります。

　　暫時休憩します。

休　憩　午前１０時３６分

再　開　午前１０時４０分

○議長（谷口雅人）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

　　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人）　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

　　会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、３番、岡田光弘議員、５番、宮本行雄議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（谷口雅人）　　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

　　お諮りします。

　　本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定しました。

日程第３．諸般の報告

○議長（谷口雅人）　　日程第３、諸般の報告を行います。

　　監査委員から、地方自治法第２３５条の第２、３項に基づき、令和５年２月分から４月分の例月出納検査報告書並びに地方自治法第１９９条第９項の規定に基づき、令和４年度財政援助団体等監査結果報告書が提出されています。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

　　次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、「監査機能の充実と監査体制の強化に関する決議」が採択され、当議会に送付されております。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

　　次に、本臨時会の説明員につきましては、５月１８日付をもって町長に出席の要求をしております。

　　次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付したとおりですので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

　　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４．副議長選挙

○議長（谷口雅人）　　日程第４、副議長の選挙を行います。

　　お諮りします。

　　選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

　　お諮りします。

　　指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、議長が指名することに決定しました。

　　副議長に安道泰治議員を指名します。

　　お諮りします。

　　ただいま議長が指名しました安道泰治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、ただいま指名しました安道泰治議員が副議長に当選されました。

　　ただいま、副議長に当選されました安道泰治議員が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって告知します。

　　安道泰治議員、副議長の当選承諾の挨拶をお願いいたします。

　　９番、安道泰治議員。

○９番（安道泰治）　　ただいま副議長を拝命いたしました安道泰治でございます。よろしくお願いいたします。とても重い役職だと思っておりますけれども、そこを考えながら、議員間の信頼関係の構築と、また、町民の皆様への信頼等々を一生懸命やっていきたいなというふうに思っております。何とぞよろしくお願いしたいと思います。

（拍手する者あり）

日程第５．議席の一部変更

○議長（谷口雅人）　　日程第５、議席の一部変更を行います。

　　副議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。安道泰治議員の議席を１１番に変更します。

　　それでは、ただいま決定いたしました議席に着席してください。

（安道泰治議員　議席の異動）

日程第６．常任委員の所属の変更の件

○議長（谷口雅人）　　日程第６、常任委員の所属の変更の件を議題とします。

　　総務常任委員の西尾寿樹議員から、民生常任委員に常任委員会の所属の変更したいとの申出があります。

　　お諮りします。

　　西尾寿樹議員から申出のとおり、常任委員会の所属の変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、西尾寿樹議員の所属を変更することに決定しました。

日程第７．議会運営委員の選任

○議長（谷口雅人）　　日程第７、議会運営委員の選任を行います。

　　欠員となっておりました議会運営委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、田中賢議員を指名したいと思います。

　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、田中賢議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

日程第８．鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人）　　日程第８、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

　　お諮りします。

　　選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選としたいと思います。

　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

　　お諮りします。

　　指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

　　ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、議長が指名することに決定しました。

　　鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に、安道泰治議員を指名します。

　　お諮りします。

　　ただいま、議長が指名しました安道泰治議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　異議なしと認めます。

　　よって、ただいま指名しました安道泰治議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

日程第９．議案第４６号から日程第１４．議案第５１号まで　　６議案

　　一括上程

○議長（谷口雅人）　　これから、議案第４６号　専決処分についてから議案第５１号　工事請負契約の締結についてまでの６議案を一括して議題とします。

　　町長に提案理由の説明を求めます。

　　金兒町長。

○町長（金兒英夫）　　本日ここに、第２回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

　　本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

　　まず、議案第４６号から議案第５０号までは、専決処分についてです。

　　議案第４６号　令和４年度智頭町一般会計補正予算（第１１号）については、決算状況を勘案して、町税、地方特例交付金、地方交付税、県支出金及び諸収入などの歳入額を調整するとともに、一般管理費など各事業の歳出額を調整し、新たに財政調整基金に１億６，０５５万円、森林整備促進基金に４，０４４万８，０００円を積み立てるものです。

　　議案第４７号　令和４年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）については、決算状況を勘案して一般会計繰出金の調整を行うものです。

　　議案第４８号　智頭町税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税に係る負担調整措置、森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税に係る種別割のグリーン化特例の延長、並びに環境性能割の税率区分の見直しなどを行うものです。

　　議案第４９号　智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、被保険者の生活を支える支援として国民健康保険税の引下げを行うとともに、中間所得層の被保険者に配慮した後期高齢者支援金等の限度額引上げに伴い、算定方法の見直しを行うものです。

　　議案第５０号　令和５年度智頭町一般会計補正予算（第１号）については、民生費の母子父子福祉費で、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得のひとり親子育て世帯に対し生活支援として給付する、ひとり親世帯支援特別給付金に要する経費を措置しています。

　　児童手当給付費では、低所得の子育て世帯に対し生活支援として給付する、子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費を措置しています。

　　災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費では、４月豪雨による被災箇所の復旧に要する経費を措置しています。

　　次に、その他案件について説明します。

　　議案第５１号　工事請負契約の締結については、町道市瀬護岸線橋梁修繕工事の工事請負契約締結について、本議会の議決を求めるものです。

　　以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いします。

○議長（谷口雅人）　　提案理由の説明は終わりました。

　　日程第９、議案第４６号から日程第１４、議案第５１号までの６議案の補足説明及び質疑を行います。

　　質疑は、会議規則第５５条の規定により一問一答で行います。

　　なお、発言時間について、会議規則第５６条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

　　日程第９、議案第４６号　専決処分についての補足説明を求めます。

　　國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志）　　それでは、議案第４６号　専決処分についての説明をさせていただきます。

　　専決処分書１ページをご覧いただきたいと思います。

　　令和５年３月２４日付で専決処分を行っております。

　　令和４年度智頭町一般会計補正予算（第１１号）でございます。

　　歳入歳出の総額を１億５，０９５万６，０００円増額し、それぞれ６８億７，２７８万６，０００円とするものでございます。

　　１０ページをご覧ください。

　　地方交付税を１億９，７９７万３，０００円増額するとともに、１１ページの財政調整基金繰入金を１億３，０００万円減額しております。

　　１２ページの町債につきましては、起債同意実績額により、調整を行っております。

　　そのほか、９ページから１２ページのとおり、決算状況を勘案し、各歳入科目を調整しております。

　　次に、１３ページをご覧ください。併せて、別に配付しております令和４年度３月補正予算概要（専決）についてもご覧いただきたいと思います。

　　議会費を３０万円減額するとともに、そのほか、１３ページから２０ページのとおり、決算状況を勘案して、各事業の額を調整しております。これらの結果、１４ページの財政調整基金に１億６，０５５万円、１８ページの智頭町森林整備促進基金に４，０４４万８，０００円を新たに積み立てするものであります。

　　以上であります。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

　　これから質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

　　日程第１０、議案第４７号　専決処分についての補足説明を求めます。

　　山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬）　　議案第４７号　専決処分について説明させていただきます。

　　専決処分書１ページをご覧ください。

　　令和５年３月２４日付で専決処分をしておりますので、本議会に報告し、承認を求めるものです。

　　令和４年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第６号）、歳入歳出の総額に２００万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億９，３４３万１，０００円とするものです。

　　専決処分書６ページ及び７ページをご覧ください。

　　介護予防計画費収入の決算見込みに基づき、一般会計繰出金と予備費で調整を行うこととしております。

　　以上です。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

　　これから質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

　　日程第１１、議案第４８号　専決処分についての補足説明を求めます。

　　西川税務住民課長。

○税務住民課長（西川公一郎）　　それでは、議案説明資料概要の１ページをご覧ください。議案につきましても、１ページからでございます。

　　議案第４８号　専決処分についてでございます。

　　これは、智頭町税条例等の一部を改正することについて、令和５年３月３１日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第１７９条の規定により承認を求めるものであります。

　　なお、これは地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

　　まず、住民税につきましては、第３４条の９から第４７条の６にわたり、森林環境税の導入に伴う改正を行い、第３６条の３の２で、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を行うものでございます。

　　そのほか、軽自動車税につきましては、第８２条で、特定小型原付、いわゆる電動キックボード等の新規課税を行い、附則１５条の２で、環境性能割の税率区分の見直し措置として、現行の税率区分を令和５年１２月まで据え置き、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃料基準達成度を３年間で段階的に引上げる改正を行い、附則１６条で、グリーン化特例について、電気自動車を取得した場合における現行の経過措置等について、適用期限を３年延長する改正を行うものでございます。

　　また、９８条では、たばこ税の申告の様式の追加を行い、附則第８条で、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の延長の改正を行っております。

　　そのほか、地方税の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正を含め、１条から４条で改正を行っております。

　　施行期日につきましては、それぞれ付則で定めております。

　　以上でございます。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

　　これから質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

　　日程第１２、議案第４９号　専決処分についての補足説明を求めます。

　　西川税務住民課長。

○税務住民課長（西川公一郎）　　それでは、議案書の２２ページからご覧ください。議案説明資料概要は、２ページでございます。

　　議案第４９号　専決処分について。

　　これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和５年３月３１日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第１７９条の規定により承認を求めるものであります。

　　この改正につきましては、国民健康保険事業の財政運営主体が市町村から県となり、より安定的な運営が図られているところでございますが、国保税につきましては、従来どおり各市町で決定することになっております。

　　令和５年度につきましては、国民健康保険施行令の改正により、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２２万円に引上げ、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を２９万円に引上げ、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を５３万５，０００円に引上げるものであります。

　　また、消費者物価など経済動向を踏まえ、国保世帯への影響を鑑み、生活を支える支援として、税率の引下げを行うものであります。

　　なお、施行期日は、令和５年４月１日です。

　　以上でございます。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

　　これから質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

　　日程第１３、議案第５０号専決処分についての補足説明を求めます。

　　國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志）　　議案第５０号　専決処分についてでございます。

　　専決処分書１ページをご覧いただきたいと思います。

　　令和５年４月２８日付で専決処分を行っております。

　　令和５年度智頭町一般会計補正予算（第１号）でございます。

　　歳入歳出の総額を１，８０２万４，０００円増額し、それぞれ６６億９，８０２万４，０００円とするものでございます。

　　専決処分書９ページの民生費の母子父子福祉費で、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得のひとり親子育て世帯に対し、生活支援として、児童１人当たり一律５万円を給付する、ひとり親世帯支援特別給付金に要する経費を措置しています。これにつきましては、５月２５日に８６名に対して給付予定でございます。

　　児童手当給付費では、低所得の子育て世帯に対して、生活支援として、児童１人当たり一律５万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費を措置しています。これにつきましては、５月３０日に６４名に対して給付予定でございます。

　　災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費では、４月のたび重なる大雨により被災した石田及び東宇塚の災害復旧に要する経費を措置しています。

　　次に、歳入でございますが、予算書２ページのとおり、分担金、国庫支出金、県支出金、繰越金及び町債をもって措置しております。

　　以上であります。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

　　これから質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

　　日程第１４、議案第５１号　工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

　　迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一）　　それでは、議案書の３８ページをご覧ください。

　　議案第５１号　工事請負契約の締結についてでございます。

　　次のとおり、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

　　１、工事名、町道市瀬護岸線橋梁修繕工事（新市瀬橋）。２、工事場所、智頭町大字市瀬地内。３、請負金額６，４５７万円。４、契約の相手、智頭町大字南方１１２８番地１、株式会社谷口工務店、代表取締役　谷口洋一。５、契約方法、指名競争入札。

　　以上でございます。

○議長（谷口雅人）　　説明は終わりました。

　　これから質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

　　暫時休憩します。

休　憩　午前１１時０８分

再　開　午前１１時１０分

○議長（谷口雅人）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

　　日程第９、議案第４６号　専決処分についての討論を行います。

　　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　討論なしと認め、直ちに採決します。

　　お諮りします。

　　本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立　９名）

○議長（谷口雅人）　　起立多数です。

　　よって、本案は原案のとおり承認されました。

　　日程第１０、議案第４７号　専決処分についての討論を行います。

　　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　討論なしと認め、直ちに採決します。

　　お諮りします。

　　本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立　９名）

○議長（谷口雅人）　　起立多数です。

　　よって、本案は原案のとおり承認されました。

　　日程第１１、議案第４８号　専決処分についての討論を行います。

　　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　討論なしと認め、直ちに採決します。

　　お諮りします。

　　本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立　９名）

○議長（谷口雅人）　　起立多数です。

　　よって、本案は原案のとおり承認されました。

　　日程第１２、議案第４９号　専決処分についての討論を行います。

　　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　討論なしと認め、直ちに採決します。

　　お諮りします。

　　本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立　９名）

○議長（谷口雅人）　　起立多数です。

　　よって、本案は原案のとおり承認されました。

　　日程第１３、議案第５０号　専決処分についての討論を行います。

　　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　討論なしと認め、直ちに採決します。

　　お諮りします。

　　本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立　９名）

○議長（谷口雅人）　　起立多数です。

　　よって、本案は原案のとおり承認されました。

　　ここで、地方自治法第１１７条の規定により、谷口翔馬議員の退席を求めます。

（谷口翔馬議員、退席）

○議長（谷口雅人）　　日程第１４、議案第５１号　工事請負契約の締結についての討論を行います。

　　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　討論なしと認め、直ちに採決します。

　　お諮りします。

　　本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立　８名）

○議長（谷口雅人）　　起立多数です。

　　よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　谷口翔馬議員の復席を求めます。

（谷口翔馬議員、復席）

○議長（谷口雅人）　　以上で、本日の日程は全部終了しました。

　　会議を閉じます。

　　令和５年第２回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉　会　午前１１時１４分

　　地方自治法第１２３条第２項の規定により次に署名する。

　　令和５年５月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　智頭町議会議長　　谷　　口　　雅　　人

　　　　　　　　　　　　　　　　智頭町議会議員　　岡　　田　　光　　弘

　　　　　　　　　　　　　　　　智頭町議会議員　　宮　　本　　行　　雄